

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：スーダン国国内避難民支援に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：スーダン国国内避難民支援に係る情報収集・確認調査  
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01000

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：スーダン国国内避難民支援に係る情報収集・確認調査（QCBS-ラン  
プサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します  
ますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目  
課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履  
行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約  
交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対す  
る成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて  
行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の  
時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年8月頃

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引  
ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があ  
ります。

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月18日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月24日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年3月28日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月10日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（4）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。  
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (3)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

スーダン共和国（以下、スーダン）では、2021年10月の軍事クーデターおよび暫定政権の崩壊を経て、2023年4月、スーダン国軍と準軍事組織(RSF)の間で紛争が勃発した。紛争の発生以降、スーダン国内では1,090万人以上が国内で避難を余儀なくされ国内避難民(以下、IDP)となり、不安定な治安状況の中で既存の公共サービスに甚大な圧力がかかっている。また、310万人以上が隣国へ逃れ、難民となっている。

首都ハルツームをはじめ、戦闘の被害や影響を受けた地域では建物の破壊や略奪が起り、住民が避難を余儀なくされた。これにより、物流の減少、農業の中断など、多くの問題を引き起こしている。食糧不安は前例のないレベルに達し、食糧価格は紛争開始から50%以上も上昇した。2024年7月の総合的食料安全保障レベル分類(Integrated Food Security Phase Classification: IPC)によれば、2024年6月から9月の収穫期直前の時期に、2,560万人(総人口の54%)が深刻な食糧不安に直面していると推定される。

スーダンの農業セクターは、就業人口の60%以上を占めるとともに、2011年の南スーダン独立により石油産業を喪失して以降、GDPの約36%、輸出額の約90%を占める基幹産業であった。しかし、紛争が勃発して以来、スーダンの農業部門は深刻な影響を受けている。紛争により農地、家畜、機械などの重要なアセットが破壊・略奪された。戦闘のあった地域では灌漑設備も適切に維持管理できず機能しない状況となっている。また、雨水を利用した作物の耕作地面積は、2022年の4000万エーカーから2024年には1400万エーカーまで急減した。同様に、小麦の耕作面積も前年の60万エーカーから30万エーカーに減少している。さらに、トウモロコシ、ミレット、小麦を含む主要穀物の生産量は、過去5年間の平均と比較して40%減少した。この減少は国内の食糧安全保障に深刻な影響を及ぼしており、現在、1700万人以上の人々が食糧危

機段階（IPC 3）および食糧緊急段階（IPC 4）に分類されている。一部の地域では、IPC 5（飢餓状態）に達するリスクが懸念されている。FAOは、作物および家畜の生産を回復することが現在のスーダンにおける最優先の人道課題であるとしている。さらに、スーダン国内での大規模な住民避難は、特に IDP 受け入れ地域において、既に逼迫している資源にさらなる圧力をかけている。こうした状況下、IDP 受け入れ地域において、IDP とホストコミュニティ双方の食糧安全保障を向上させることは、平和的共存の促進と危機に対する IDP 受け入れ地域のレジリエンスの強化において重要である。

## 第2条 調査の目的と範囲

本調査の主な目的は、IDP の自立促進および IDP とホストコミュニティにおける食糧安全保障の改善を通じたコミュニティのレジリエンス強化に向け、試行事業（パイロット活動）を行い、その教訓を取りまとめることで、農業分野における今後の事業展開に向けた有効なアプローチを検証することである。また、実質的なサービス提供の責任官庁である州農業省が機能的で包摂的、かつ応答的<sup>3</sup>な農業普及サービスを IDP および地元住民に提供するための方策を試行する。

なお、対象州は、IDP 受入の影響を強く受けており、農業分野で既存の JICA 事業実施実績のあるカッサラ州、リバーナイル州とする。

## 第3条 調査実施の方針及び留意事項

### 1. 調査方針

（1）IDP の自立に向けた、ホストコミュニティおよび IDP への包摂的な農業支援アプローチの検証

2024 年 12 月時点で、リバーナイル州には 994,550 人の IDP（地元人口：1,511,144 人）が、カッサラ州には 351,912 人の IDP（地元人口：2,519,071 人）が避難している。リバーナイル州およびカッサラ州ともに、IDP は主にゲジラ州およびハルツームから避難してきた人々である。紛争勃発前、リバーナイル州では全世帯の約 80%が農業に従事しており、同州はスーダンの食料供給基地としての役割を果たしてきた。カッサラ州でも人口の約 80%が農村に居住し、その多くが農業に従事している。同州は広大な農地を活用した大規模農業が盛んな地域でもある。また、ゲジラ州も国内有数の農業地域であったことから、両州への IDP の多くが農業従事者であったことが想定

---

<sup>3</sup> IDP やホストコミュニティのニーズを踏まえて柔軟に対応できる状態を指す。

される。本調査では、IDP が農業、農業研究、灌漑などの技術・知見を有していることを踏まえ（連邦農業省）、IDP の自立に向けて、既存の農業支援事業と並行し、IDP 向けの効果的な農業普及支援のアプローチを検討する。これまで連邦農業省からは、JICA/UNDP 共催セミナー「紛争下のスーダンにおける紛争予防配慮を重視した公共サービスの提供」やその他の協議において、IDP 包摂に関する複数の提案が示されている。これらについて、より具体的かつ実現可能性を検討していく。また、これらに限定せず、試行事業を検討する。

## （２） 州農業省との協力による試行事業を通じた実証調査

本調査は、IDP を含む地域住民への効果的な支援を目的とするものであるが、その過程において州農業省関係者の主体性やイニシアチブを維持・向上させることは、現在のスーダン情勢下の政府機能の停滞を回避する上で極めて重要である。各州農業省は小規模ながらも、他事業において C/P 予算を引き続き確保している。

調査では、ホストコミュニティおよび IDP の双方に農業普及サービスを提供するための方策を州農業省とともに検討し、それらを実施するため、州農業省を通じて試行を行う。その過程で得られた教訓を取りまとめ、今後の事業展開に向けた有効なアプローチを明らかにする。併せて、本調査終了後に、州農業省が同アプローチを面的に展開していくためのオーナーシップの醸成、インセンティブ付与の仕組みについても検討する。試行事業の計画・実施にあたっては、ワークショップを通じて各州農業省が中心となりアクションプラン案を作成する。その後、州農業省が地元農家および IDP 代表とアクションプラン案に関する協議を行い、各州で活動を試行する。最終的に、州農業省とともに各州での経験と教訓を振り返り、有効なアプローチを取りまとめる<sup>4</sup>。

## （３） 調査アウトプットの JICA 事業への活用と他機関への共有

本調査のアウトプットとして、IDP 受け入れ地域における農業支援において、ホストコミュニティおよび IDP への包摂的な農業普及サービスを促進するための教訓や提言を抽出することが期待される。調査のアウトプットは、今後計画されている 2 州およびその他の IDP 受け入れ地域を対象とした農業分野の JICA 関連事業に活用することを想定している。そのため、本調査の実証調査は単独ではなく既存の JICA 事業での活動を軸に、既存事業と密に連携しながら IDP およびホストコミュニティへの農業支援にアプローチを検証する。また、スーダンにおける農業分野での過去の協力実績やアセットを活かす。

---

<sup>4</sup> ホストコミュニティおよび IDP の双方に裨益する包摂的な農業アプローチに繋がる試行事業の現段階でのアイデアについて、プロポーザルにて具体的に提案を行うこと。

【当該分野における継続中の JICA 事業】（2024 年 12 月時点）

- リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト（CADEPIS II）（2021-2026 年、リバーナイル州）
- スーダンおよびサブサハラアフリカの乾燥・高温農業生態系において持続的にコムギを生産するための革新的な気候変動耐性技術の開発プロジェクト（2019-2025 年）SATREPS（ゲジラ州、カッサラ州、北部州）

【過去の JICA 事業】

- リバーナイル州灌漑スキーム管理能力強化プロジェクト（2015-2019 年）
- カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト（2011～2015 年）農業セクター含む

【当該分野における検討中の事業】

- 小麦バリューチェーン強化計画（WFP 連携）：カッサラ州、リバーナイル州、北部州対象
- IDP ホストコミュニティのレジリエンス強化支援（UNDP 連携）：カッサラ州対象、農業分野含む

また、農業分野における世銀、FAO、WFP を含む他機関による事業でも本調査の教訓を共有する。

【関連の他機関の動向】

- 世銀：「Somoud – Enhancing Community Resilience Project」。基本的なサービス提供の強化および食糧安全保障の改善。対象地域は、カッサラ州、ノーザン州、リバーナイル州
- UNDP：新規プログラム（2024-2026）。対象は、カッサラ州、ゲダレフ州、リバーナイル州の IDP およびホストコミュニティ。支援分野は、食糧安全保障、雇用機会、太陽光発電、給水など
- UNDP：「スーダンの紛争影響を受けた人々の食糧と生計の安全性を強化することによる雇用と自営業」事業の目的は、農業および家畜業部門でのスーダンの若者の持続可能な雇用機会を促進し、食糧システムを強化すること。
- UNDP：「農業分野で働く女性と女性が主導/所有する企業を支援するためのレジリエンスと安定性の構築」。活動内容は、種子の配布、能力開発、財務管理等

#### (4) JICA 職員等の現地調査への参加

現地調査期間中、第一回、第二回現地調査で実施するワークショップに JICA 職員等（本部、スーダン事務所）の参加を予定している（ただし、2025 年 1 月時点の渡航措置によれば 1 回あたりの邦人の渡航人数に制限があるため、要調整）。

#### (5) ローカルリソースの活用

本条及び「第 4 条 調査の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法について検討する<sup>5</sup>。

## 2. 調査における留意事項

### (1) 紛争予防配慮

本調査により、新たな不安定要因を助長しない配慮が重要である。本調査が JICA またはスーダン政府による IDP 優遇であるとホストコミュニティの住民が認識した場合、IDP とホストコミュニティ間、さらにはホストコミュニティと農業省との関係に負の影響を与える可能性がある。IDP 受け入れ初期には、ハルツーム出身の IDP が RSF 支持者であるとのデマが流れ、ホストコミュニティと IDP 間に確執が生じたとの報告もある。一部地域では、民族間のヘイトスピーチが拡散されていることも指摘されている。したがって、ホストコミュニティおよび IDP 双方に農業普及サービスが届けられることを前提とし、農業省が双方と十分にコンサルテーションを行い、合意形成を図ることが必要不可欠である。また、農家選定基準およびプロセスの明確化も欠かせない。さらに、JICA/UNDP 共催セミナーで提案されたように、IDP とホストコミュニティから成る自助グループへの支援を後押しすることも検討に値する。また、IDP の間のトラウマへの配慮として、農業省職員（自らもハルツームからの IDP の可能性も高い）とのワークショップの議題の一つとして取り上げることも考えられる。

### (2) ジェンダーの視点

スーダンでは、女性は灌漑農業人口の 49%、天水農業人口の 57% を占めている。天水農業人口は主に自給農業を行っているが、機械化農業の季節労働者として従事している女性も存在する。女性は GDP と家庭の食糧安全保障の両方に貢献している。一方で、紛争により、性的暴力を含むさまざまな形態の GBV の増加も引き起こされている。本調査では、ホストコミュニティおよび IDP コミュニティの女性の声を聞き、彼

<sup>5</sup> 農業省カウンターパートの能力をうまく引き出しつつも、期間内に効率的に調査、試行事業を実施監理するための効果的なローカルリソースの活用について、プロポーザルで提案すること。

女たちが自分たちの家族やコミュニティの課題解決に参加できるよう促進することを旨すとともに、農業普及サービスが女性にも包摂的に届くよう留意する。

### (3) 土地の状況と農業資材の投入について

スーダンの土地管理は、慣習法、部族法、連邦法、州の土地法が混在しているが、スーダンの土地は基本的に、ナイル川沿岸の農地の一部と都市部を除き、ほとんどが国有地であり、農地は安い地代で貸し付けられている。IDPが農業分野に従事するためには土地が必要であるが、未利用地の活用が想定されている。リバーナイル州農業省によれば、同州では地元農家が未活用の土地（政府所有地、私有地を含む）をIDPに貸し出す事例が既に見られる。一方、IDPの農業活動への参画を促進する上で、農業資材の必要性についても留意する。

### (4) 広報について

紛争の影響を踏まえ、政治利用のリスクを十分考慮する。基本的に、スーダンでの支援は「スーダン国民および地域住民への支援」として位置付けているが、広報に関しては事前にJICA事務所と相談の上慎重に対応する。

### (5) HDP ネクサス

本調査は、州農業省と協力し、ホストコミュニティおよびIDPコミュニティのレジリエンス強化と持続可能な開発に向けたアプローチを実証することにより、人道的支援と開発のアプローチをつなげ、さらにコミュニティレベルで平和の観点を効果的に組み込むことで、人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）の推進に貢献する。

## 第4条 調査の内容

オンラインと現地派遣双方を活用して調査を実施する。邦人の現地派遣については、当面ポートスーダンのみとする。

### (1) 第1回準備作業

- 1) 業務計画書を作成する。
- 2) 国内で入手可能な資料やオンラインに基づく現状分析を行う。現状分析の項目として以下を想定している。
  - IDPの現状（人口構成、出身地、居住形態、生計手段など）
  - 各州政府によるIDPに関する政策・方針および取り組み
  - ホストコミュニティおよびIDPの農業・食料安全保障に関する現状と課題

- 各州におけるホストコミュニティおよび IDP を対象とした農業分野の取り組みや IDP 包摂の事例（政府、他ドナー）
- 配慮すべき不安定要因、安定要因

3) 以上について準備調査報告書に取りまとめる。

4) 第 1 回現地調査計画を取りまとめ、現地派遣前に JICA 承認を得る。

## (2) 第 1 回現地渡航

1) ワークショップの前後で、上記(1)で挙げた調査項目について州農業省をポートスーダンに呼び寄せる形で、州農業省行政官から追加の情報収集・分析を行う。

2) 現地調査に基づきワークショップを開催し、ワークショップの中で以下について意見交換を行い、アクションプラン案を作成する（ワークショップは 20 名程度、対面にて 2 日間で実施する想定）。ワークショップの議題案としては以下の通り。

- ホストコミュニティおよび IDP 向けの包摂的な農業普及サービス（講義・議論）
- 各州における農業に関わるホストコミュニティおよび IDP の現状・課題分析（議論）
- 各州における社会的結束に配慮した農業活動アクションプラン案の作成（議論）

## (3) 第 2 回準備作業

1) 現地調査結果を取りまとめ、第一回現地調査報告書を提出する。

2) 州農業省とコミュニティのコンサルテーションを経て、試行事業案を整理する。特に、対象となる州の下位の行政単位であるローカリティの選定については、JICA、州農業省との調整により決定する。

3) JICA の承認を得て試行事業を特定する。

4) 現地リソースを通じて州農業省等による試行事業の進捗をモニタリングする。

### <試行事業の想定>

- IDP の包摂を図るため、生産またはポストハーベストに関する活動を想定。

- 対象となる農産物としては、州農業省をC/PとしたJICA事業でこれまで取り扱ってきた野菜あるいは小麦を想定。作付・収穫時期等との関係で試行事業とするのに適切な農産物を選定する。また、気候変動の影響にも留意する。
- 土地を持たないIDPの雇用に繋がる活動を含めることも可能とする。
- 一件あたり200万円を上限とし、4件程度の実施を想定しているが、現地の状況やカウンターパートとの調整状況により柔軟に対応する。

#### (4) 第2回現地渡航

1) 現地渡航の1か月程度前を目安に、第二回現地渡航計画(案)を提出する。同案には、経験共有ワークショップのスケジュール、参加者リスト等も含むものとする(ワークショップは20名程度、対面にて2日間で実施する想定)。

2) 試行事業終了後に農業省(州、連邦)とともに経験共有ワークショップを開催する。対象州で事業を実施している他ドナー関係者にも参加してもらう。

3) ワークショップを通じて、試行事業の成果、教訓などをまとめるとともに、今後の農業分野の事業に向けた提言を取りまとめる。

#### (5) 整理期間

1) ワークショップの成果に基づき、教訓や提言等の整理を行う。

2) 調査全体の成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、JICAと協議し、コメントを取り付ける。

3) ファイナル・レポートを最終化し、JICAへの報告を行う。

### 第5条 報告書等

本調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は(7)とする。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数および形式
(1)	業務計画書	契約後10日営業日以内	和文、PDF版を電子メールにて提出
(2)	準備調査報告書	2025年6月下旬	和文、PDF版を電子メールにて提出

(3)	第一回現地調査計画（案）	2025年6月下旬	和文、英文PDF版を電子メールにて提出
(4)	第一回現地調査報告書	2025年7月上旬	和文、英文PDF版を電子メールにて提出
(5)	第二回現地調査計画（案）	2025年10月下旬	和文、英文PDF版を電子メールにて提出
(6)	ドラフト・ファイナル・レポート	2025年12月下旬	和文、PDF版を電子メールにて提出
(7)	ファイナル・レポートおよび調査結果を要約したパワーポイント資料（日・英）  （パワーポイント資料は20-30スライド程度を想定）	2026年2月上旬	ファイナル・レポート：和文3部、英文10部（製本）、CD-R 1部 パワーポイント資料：PDF版を電子メールにて提出

#### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	目的に沿った試行事業アイデア	第3条 調査実施の方針及び留意事項 1.(1)及び(2)
2	効率的・効果的な現地の実施体制	第3条 調査実施の方針及び留意事項 1.(5)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：紛争影響国における農業・生計向上・コミュニティ開発

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：スーダン及びアフリカ地域
- ② 語学能力： 英 語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年5月～2026年2月

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約10.01人月

#### 2) 渡航回数 の目途 延べ6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

➤ なし

#### 2) 公開資料

➤ 事業事前評価表\_リバーナイル州における市場志向型農業および灌漑スキームの組織とその運営能力強化プロジェクト (CADEPIS II)

### (4) 対象国の便宜供与

便宜供与の予定はありません。

(C/P との間に発生するコミュニケーションを含め、渡航国・地域で使用する言語はアラビア語となります。)

#### (5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 安全対策措置に従い、邦人関係者は当面はポートスーダンのみへの限定渡航とされています。事前の安全対策措置として、渡航承認申請を出発日の4週間前までに提出する必要があります(一回の渡航人数は4人以内、滞在期間は5日間)。滞在期間の安全対策措置として、移動は、C/P等手配車両や借上げ車両による車両移動を原則とします(一台の車で移動可能、スーダン事務所員の同行必須)。宿泊はJICAの指定する安全確認済みの宿泊施設を利用してください。また、携帯電話、衛星携帯電話等の複数の通信手段の常備が必要となります(事務所から衛星携帯電話の無償貸し出しは可)。
- 3) 本事業は渡航禁止地域での活動を想定しているため、ローカル人材が事業対象国内において移動、地方渡航・活動を行う場合については、渡航先の脅威とリスクを分析の上、合理的な安全対策を講じた上で活動を行うことが求められます。ローカル人材が渡航禁止地域での活動を行う前に、早めにJICAスーダン事務所及び主管部と活動計画・安全対策について協議を行う必要がありますのでご留意ください。また、治安状況により、渡航に必要な安全対策を講じてもリスクの低減が見込まれず、渡航が不可能となる可能性もあります。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

### (2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### (3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**52,954,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（４）別見積としている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）**上限額を超える別提案に関する経費**
- ３）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（５）定額計上について

本案件は定額計上があります（8,372,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費		372,000円	戦争特約保険料	旅費（その他）
2	試行事業実施経費	「第2章 特記仕様書案第4条 調査の内容（3）第2回準備作業」	8,000,000円	試行実施経費一式（200万円×4件）	一般業務費（セミナー等実施関連費）

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

スーダン国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 39,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の遞減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)